

東郷運動公園施設使用申込等に関する 注意事項

- 1 . 東郷運動公園施設利用に係る管理運営内規
- 2 . 申込みの注意事項
- 3 . 施設使用の注意事項
- 4 . 夜間施設使用の注意
- 5 . 東郷運動公園施設使用料金表

東郷運動公園施設利用にかかる管理運営内規

1、東郷公園運動公園の維持管理目的

1. 東郷運動公園は、湯梨浜町の公共施設として県内外に愛され、誇れる施設であり、町民の憩いの場となる公園である。
 2. 東郷運動公園は、湯梨浜町等の青少年のあこがれの施設であり、当施設でプレーすることを誇りとする施設である。
 3. 東郷運動公園は、町内・県内外もしくは国外の人との交流の場であり湯梨浜町に活気をもたらす施設である。
 4. 東郷運動公園は、あこがれ 憩い 交流の場であり続けるために公園施設を常に良い状態に維持管理する必要がある。
- 以上の理由により、管理内規を定め、常に良好な状態での使用を可能とすることを目的とする。

2、東郷公園運動公園の運営内規

1、利用申込み関係

- (1) 原則として、公式大会等については利用調整会において受付ける。利用調整会は、年度の2月に開催し翌年度の年間の利用調整を行う。また、予約の状況のみて必要に応じて調整会を開くこともある。
- (2) 野球場・多目的広場・テニスコートについては、施設に損傷を与えない本来の利用目的外については受付ける

2、使用関係

- (1) 原則として、各種大会等についての利用は、練習（練習試合を含む）での利用より優先する。翌年度の年間の利用調整を行う。また、予約の状況のみて必要に応じて調整会を開くこともある。
調整会について
(ア) 原則として大会は、国及び地方公共団体が直接主催する行事を優先する。
(イ) 原則として、全国、ブロック、県大会等の参加区域、選手数、期間の大会規模により利用順位を優先する。
- (2) 原則として、野球場・多目的広場・テニスコートの継続的な利用（夜間利用も含む）と、本来の目的外使用の時に大会・イベントで多数の人、機材等の搬入などの通常の場合と利用方法が異なる場合、運営の組織図及び連絡網、運営マニュアルを提出して頂きます。

3、利用の優先順位

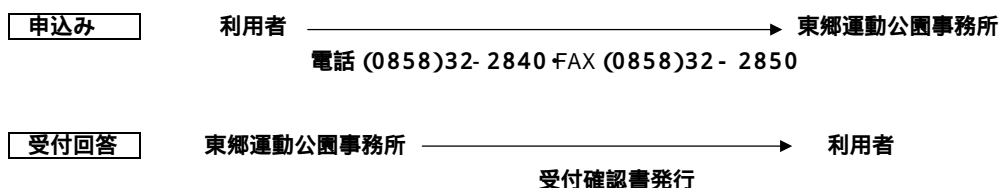
国 地方公共団体・協会（連盟）の主催大会又は事業（地方公共団体 県、市町村等） （協会 連盟：日本、中国地域、鳥取県、中部地区 高中学連等）	
全国大会 ブロック大会 鳥取県大会 地区大会	利用受付 来年度の大会・事業は調整会（前年度2月）で決める。あとは随時受付。 手続き期限 利用日の2ヶ月前
*湯梨浜町主催事業 県内外者合宿の利用(特に7月～8月末)は町内活性化の為に優先する。	
公式大会以外の大会・事業	利用受付 利用月の2ヶ月前月1日より順次受付 手続き期限 利用決定日から5日以内
練習（練習試合）	利用受付 利用月の前月1日より受付（予約が重複したら調整会） 手続き期限 利用決定日から5日以内
個人	利用受付 利用月の前月1日より受付 手続き期限 利用決定日から5日以内

*ただし、・については必要に応じて調整会を開く。・については空いている場合は当日利用でも良い。

注)1. いずれの場合も利用申し込みを手続き期限内に提出されなかった場合は利用されないものと判断します。

注)2. 利用申し込みの内容・時間等を変更する場合は、利用日5日前までに連絡をお願いします。（天候不順は前日までに）
申し出のない場合は、申込みどおりの使用料金を徴収致します。（減免使用の場合も通常料金を徴収致します。）

4、利用の手続き手順



－ 申込みの注意事項 －

1. 電話でのお問い合わせはAM 8:30からPM 5:00までとなっております。
2. 申込み者の名前欄には利用責任者の名前を書いてください。
3. 町内町外の使用区分に をつけ、申込日・住所・氏名・団体名・連絡先・FAX番号を必ず記入してください。
4. 使用する日時・時間帯を書き、種別欄には施設利用年代を中学生以下・高校・一般3つの区分から選び記入し、人数の欄には利用者数を記入して下さい。
5. 予備日を取る場合は、使用日時欄に予備日と記入して下さい。(予備日は通常の1/2の料金を頂きます。)
6. 使用目的の欄には公式大会・大会・練習試合・練習・イベントの5つ区分から選び記入して下さい。
7. 付属施設の利用申込みは利用場所に をつけてください。照明利用についてもする・しないに をつけてください。
8. 大会等で前日準備を必要とする場合は、管理者に連絡ください。
9. *の付いている欄には記入しないでください。(管理者が記入するところです。)
10. その他、わからないことがあれば、管理者におたずねください。

(記入例)

東郷運動公園体育施設利用申込み書 (町内 町外)

東郷運動公園 所長様

平成 22 年 4 月 1 日

申込み者 〒689-2304

住所 鳥取県東伯郡琴浦町逢東 1061-6

団体名 (株)チュウブ 野球部

名前 中部 太郎 (利用責任者)

電話 (0858)53-1771 携帯 090-1234-5678

FAX (0858)53-2193

次のとおり公園施設を利用したいので申込みます。

施設名	東郷多目的広場	全面・片面	<u>東郷野球場</u>		
	テニスコートA B C D ()コート		フットサルコート		
使用表	使用日時	使用時間帯	使用時間	種別	人数
	平成 22 年 5 月 1 日(土)	9 時 00 分から	8 時間	一般	200人
	予備日 平成 22 年 5 月 2 日(日)	17 時 00 分まで			
		9 時 00 分から	8 時間	一般	200人
		17 時 00 分まで			
	平成 年 月 日()	時 分から	時間		
		時 分まで			
	平成 年 月 日()	時 分から	時間		
		時 分まで			
使用目的	公式試合	照明利用	<u>する</u> ・ しない		
付属施設名	テニスコート	更衣室 男 ・ 更衣室 女			
	東郷野球場	更衣室 ・ 控室 ・ 会議室 ・ <u>本部席</u> ・ 放送室 ・ スコアボード			
	東郷クラブハウス	更衣室 1 ・ 更衣室 2 会議室 1 ・ 会議室 2			
使用料金	合計金額		明細表		

申込み者記入

施設利用受付完了

施設利用申込み

管理者記入

(記載注意事項)

1. 施設・付属名欄は、いずれかに をすること。テニスコートはコート名とコート数を記入すること。
2. *欄は記入しないこと。
3. 準備又は後片付けに使用する時間は、使用時間に含める。
4. 施設使用前、使用後の用具の破損、もしくは施設の安全性にお気づきのところがあれば、直ちに申し出ること。

	受付完了日	受付者名	検印	備考
*	平成 年 月 日			

－ 施設使用の注意事項 －

1. 使用する際は、必ず申込み書を提出し受付確認を交付後に使用してください。
2. 使用時間には準備、後始末等に要するすべての時間を含みます。
3. 使用中は利用責任者を明確にし、運営、整備等行ってください。
4. 使用後は利用者において、使用前の状態に戻してください。
5. グラウンド、ベンチ及び各室内では禁酒、禁煙ですから厳守してください。喫煙は所定の場所をお願いします。
6. 雨天などにより施設の利用の中止もしくは延期の場合は、お手数ですが連絡ください。また、施設の利用を取り消す必要が生じた場合は、管理者から連絡する場合があります。
7. 更衣室の衣類、所持品などは各自の責任において保管し、盗難に注意してください。その際はいっさい責任を持ちません。
8. ナイター利用の場合、照明カードが必要です。照明カードの借受場所を確認ください。夜間・早朝利用の場合、鍵の受け渡しについては管理者の指示に従い、所定の場所もしくは鍵を保管しなければならない時は、管理者に連絡し指示を受けてください。
9. 使用者は施設設備及び器具を大切に取り扱い、破損、紛失等のないよう十分注意してください。もし、破損、紛失等の発生時は直ちに、管理者に連絡して下さい。
10. 生じたゴミは各自で持ち帰ってください。
11. その他必要な事項については管理者の指示に従ってください。

－ 使用料金の注意事項 －

1. 使用料金は、町内者・町外者と区分しています。正確に申込みしてください。
2. 町内町外の使用区分で団体の場合、町内者とは町内に所属する団体である
3. 同一使用目的で町内者と町外者が同時使用の場合は、町外者として扱う
4. 予備日を取る場合は、指定料金の半額を徴収する。
5. 使用時間の30分以上は1時間とし、30分未満は30分として1時間当たりの使用料の2分の1とする。
6. 利用申込みの内容・時間等を変更する場合は、利用日5日前までに連絡をお願いします。(天候不順は前日まで)申し出のない場合は申込みどおりに、料金を徴収致します。減免使用の場合も通常料金を徴収致します。
7. その他わからないことについては管理者の指示に従ってください。

一 夜間施設使用の注意 -

- 1,東郷運動公園の管理事務所営業時間はAM8:00～PM5:00までです。
また、夜間の施設利用時間はPM10:00までとなっております。
- 2,夜間使用の際は、必ず申込み書を提出し受付確認後、使用してください。
- 3,使用時間には準備、後始末等に要するすべての時間を含みます。
- 4,夜間使用は利用責任者を明確にし、運営・整備等行ってください。
- 5,鍵・ナイターカードの受け渡しについては管理者の指示に従い、所定の場所
もしくは鍵を保管しなければならない時は、管理者に連絡し指示を受けて下さい。
- 6,使用後は利用者において、使用前の状態に戻してください。また、チェック表
の記入をして頂き、使用後の状態を確認してください。記入したチェック表は
事務所の返却ポストに預かった鍵と共にに入れてください。
- 7,使用者は施設設備及び器具を大切に取り扱い、破損、紛失等のないよう
十分注意してください。もし、破損、紛失等の発生時は直ちに、管理者に
連絡すること。場合によっては利用者側に責任を取って頂く場合もあります。
- 5,グラウンド、ベンチ及び各室内では禁酒、禁煙ですから厳守してください。
喫煙は所定の場所をお願いします。
- 6,野球場以外でのスパイクの歩行は固くお断りしております。選手は
必ず運動靴等を準備して履き替えてください。
- 7,更衣室の衣類、所持品などは各自の責任において保管し、盗難に
注意してください。その際はいっさい責任を持ちません。
- 10,生じたゴミは各自で持ち帰ってください。
- 11,その他必要な事項については管理者の指示に従ってください。

東郷運動公園施設利用料金表 (町内)

施設名	種 別		照明
	一般 高校	中学生以下	
多目的広場 (全面)	1,000円/h	500円/h	1,500円/h
フットサル場	300円/h	150円/h	500円/h
野球場	1,000円/h	500円/h	5,000円/h
テニス場 (1コート)	300円/h	150円/h	700円/h

東郷運動公園施設利用料金表 (町外)

施設名	種 別		照明
	一般 高校	中学生以下	
多目的広場 (全面)	2,000円/h	1,000円/h	3,000円/h
フットサル場	600円/h	300円/h	1,000円/h
野球場	2,000円/h	1,000円/h	10,000円/h
テニス場 (1コート)	600円/h	300円/h	1400円/h

付属施設利用料金

施設名	設備名	使用区分	料金単位
東郷野球場	本部席	町内外とも	200円/Day
	放送室	町内外とも	200円/Day
	控室	町内外とも	200円/h
	更衣室	町内外とも	200円/h
	放送室	町内外とも	200円/h
	スコアボード	町内外とも	350円/Day
	会議室	町内外とも	200円/h
	休養室	町内外とも	100円/h
クラブハウス	更衣室	町内外とも	300円/h
	会議室	町内外とも	300円/h

注意事項 (1)使用時間の30分以上は1時間とし、30分未満は30分として、1時間当たりの使用量の2分の1とする。

- (2)町内町外の使用区分で団体の場合、町内者とは町内に所属する団体である。
- (3)同一使用目的で町内者と町外者が同時使用の場合は、町外者として扱う。
- (4)予備日を取る場合は、規定料金の半額を徴収する。